

令和5年1月25日

スプリンクラーヘッドの供給に係る現状と協力のお願いについて（留意事項）

国土交通省住宅局住宅生産課
建築指導課

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

スプリンクラーヘッドについては、供給の遅延等が生じているとの一部情報があり、国土交通省では、今般、総務省消防庁及び生産事業者へのヒアリング等を通じ、生産・供給体制の正常化に向けた現状について、以下の確認を行ってまいりましたので、その状況をお伝えいたします。建設事業者各位におかれては、市場の混乱を防ぐため、適切な発注にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【1. 現状(令和5年1月時点)】

- 1) スプリンクラーヘッドについては、昨年8月以降、前年比130%～150%の生産(※型式適合検定品合格ベース、別添1)が行われており、既に令和元年度以前の水準以上の生産を回復しています。
- 2) このうち、閉鎖型スプリンクラーヘッドについては、一部生産事業者(千住スプリンクラー)で、在庫販売から受注生産に体制を切り替えたとうえで、各設備卸売事業者等に対し、受注再開を進めつつあります。
また、特殊なスプリンクラーヘッドである感熱開放継手や閉鎖型泡ヘッドについても、生産事業者で生産体制を大幅に増加しており、受注再開に向けて体制を整えつつあるところです。
- 3) 受注再開にあたっては、重複発注や過度の前倒しの排除等を行う観点から、納入現場・時期・数量等の情報を明確にできる場合に限り、生産事業者において受注が可能とされています。また、受注生産化に伴い、納期として3ヶ月以上(年度末などの繁忙期を想定した場合)を要する見込みと聞いています。
- 4) 2)及び3)によらず、スプリンクラーヘッドの納入が緊急に必要である具体の現場を有する場合は、下記供給事業者において、直接相談可能な窓口を設けています。
【相談窓口】 ○千住スプリンクラー株式会社 営業部窓口 eigy@senjusp.com
- 5) なお、消防法に基づく消防用設備等の検査及び建築基準法に基づく完了検査に関しては、総務省消防庁及び国土交通省から検査実施部局に対し、別添2・別添3の通り柔軟な対応を求める旨、昨年12月に通知していることを申し添えます。

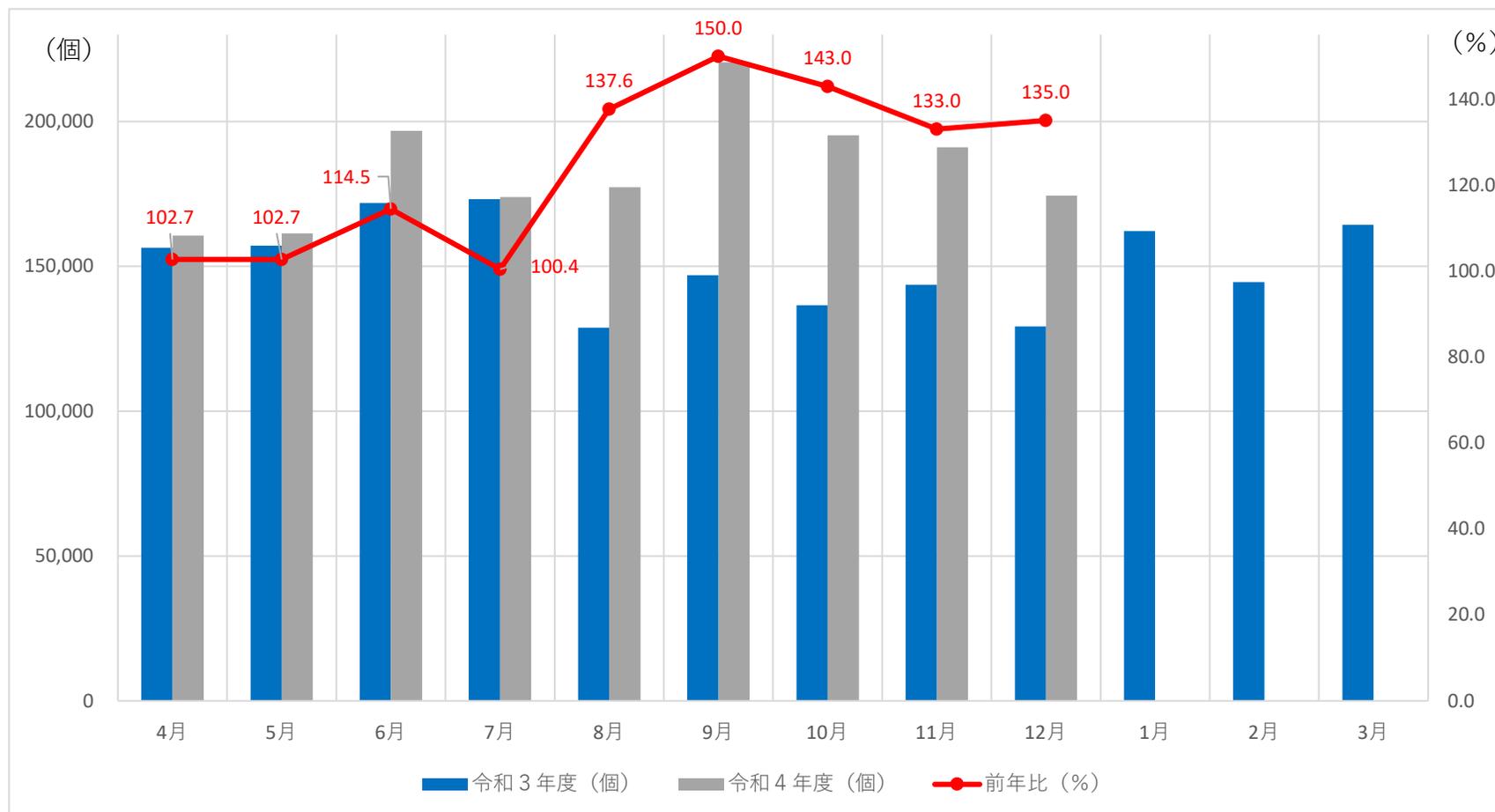
【2. 協力のお願い】

生産・供給体制が整理されつつある中で、重複発注や過度の前倒し発注は市場の混乱を助長することとなるため、各建設事業者におかれましては、納入現場を明確化した上で引き続き適切な時期・数量の発注をお願いします。特に大規模物件や特殊なスプリンクラーヘッドを用いる物件等については、6ヶ月以前の発注が望ましいと聞いており、今後の建設工事の工程管理において、この旨、ご留意願います。

【3. その他】

・上記1. 4)の他、その他の供給事業者の相談窓口については、一般社団法人日本消防装置工業会ホームページ(<http://shosoko.or.jp/>)にも随時掲載される予定であることから、ご確認をお願いします。

閉鎖型スプリングラーヘッドに係る型式適合検定の合格数



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度 (個)	156,440	157,098	171,910	173,169	128,840	146,985	136,593	143,650	129,205	162,190	144,638	164,324	1,815,042
令和4年度 (個)	160,645	161,332	196,755	173,909	177,346	220,440	195,265	191,070	174,440	-	-	-	1,285,692
前年比 (%)	102.7	102.7	114.5	100.4	137.6	150.0	143.0	133.0	135.0	-	-	-	-

※ 令和4年12月の合格数は、未確定

消防予第 608 号
令和 4 年 12 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

スプリンクラーヘッドの供給不足の影響を踏まえた消防用設備等の
検査における柔軟な対応について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 3 の 2 の規定に基づき、防火対象物の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防長又は消防署長へ届け出て検査を受けなければならないとされています。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況（今後の見通し）について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添 1 が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建物の使用開始までの予定に遅れが生じるなど混乱が生じるおそれがある場合には、下記により、防火対象物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築物の確認における柔軟な対応について、別添 2 のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築行政主務部長等あて通知されていることを申し添えます。

記

- 1 スプリンクラー設備以外の消防用設備等については、設置工事が完了した
ものから、法第 17 条の 3 の 2 に基づく設置届を受け付け、検査を実施すると

ともに、設備等技術基準に適合しているときは、当該消防用設備等に係る検査済証を交付されたいこと。

- 2 スプリンクラー設備については、市場の供給不足により設置が困難なスプリンクラーヘッド以外の部分に係る工事が完了した段階で、防火対象物の関係者の希望等に応じ、法第17条の3の2に基づく設置届を受け付け、工事が完了した部分について、先行して検査を実施することとされたいこと。また、当該検査結果について、文書で交付することとされたいこと。
- 3 2の検査の後に、全てのスプリンクラーヘッドの設置工事が完了した段階で、設置工事の完了を写真等で確認する等の方法により、追加の検査を実施することとされたいこと。

国住指第 341 号

令和 4 年 12 月 2 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況(今後の見通し)について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添1が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建築物の使用開始までの予定に遅れが生じるなどの混乱を防ぐため、下記により、建築物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の検査における柔軟な対応について、別添2のとおり、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていることを申し添えます。

記

- 1 建築基準法第 7 条第 1 項に定める検査の申請又は同法第 7 条の 2 第 1 項に定める検査の引受けの申請があった場合、スプリンクラーヘッド以外のスプリンクラー設備(水槽、ポンプ及び配管等)が設置されているにもかかわらず、スプリンクラーヘッドの取付けが未了であることのみを理由に、当該申請の受理や引受けを延期しないこと。
- 2 建築基準法第 7 条又は同法第 7 条の 2 に規定する建築物の検査において、スプリンクラーヘッドの供給の遅れ等により、その取付けが確認できなかつた場合は、後日、写真等によりその取付けの完了を確認する等、柔軟に対応した上で、確認後は速やかに検査済証を交付することとされたいこと。

以上

国住指第 341 号
令和4年 12月2日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況(今後の見通し)について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添1が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建築物の使用開始までの予定に遅れが生じるなどの混乱を防ぐため、下記により、建築物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

貴職におかれましては、貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の検査における柔軟な対応について、別添2のとおり、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていることを申し添えます。

記

- 1 建築基準法第 7 条第 1 項に定める検査の申請又は同法第 7 条の 2 第 1 項に定める検査の引受けの申請があった場合、スプリンクラーヘッド以外のスプリンクラー設備(水槽、ポンプ及び配管等)が設置されているにもかかわらず、スプリンクラーヘッドの取付けが未了であることのみを理由に、当該申請の受理や引受けを延期しないこと。
- 2 建築基準法第 7 条又は同法第 7 条の 2 に規定する建築物の検査において、スプリンクラーヘッドの供給の遅れ等により、その取付けが確認できなかった場合は、後日、写真等によりその取付けの完了を確認する等、柔軟に対応した上で、確認後は速やかに検査済証を交付することとされたいこと。

以上

各指定確認検査機関(大臣指定)の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況(今後の見通し)について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添1が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建築物の使用開始までの予定に遅れが生じるなどの混乱を防ぐため、下記により、建築物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

なお、地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の検査における柔軟な対応について、別添2のとおり、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていることを申し添えます。

記

- 1 建築基準法第 7 条第 1 項に定める検査の申請又は同法第 7 条の 2 第 1 項に定める検査の引受けの申請があった場合、スプリンクラーヘッド以外のスプリンクラー設備(水槽、ポンプ及び配管等)が設置されているにもかかわらず、スプリンクラーヘッドの取付けが未了であることのみを理由に、当該申請の受理や引受けを延期しないこと。
- 2 建築基準法第 7 条又は同法第 7 条の 2 に規定する建築物の検査において、スプリンクラーヘッドの供給の遅れ等により、その取付けが確認できなかった場合は、後日、写真等によりその取付けの完了を確認する等、柔軟に対応した上で、確認後は速やかに検査済証を交付することとされたいこと。

以上